

事務連絡

平成30年8月20日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 御中

自動車局環境政策課

自動車局旅客課

自動車局貨物課

低公害車普及促進対策費補助金（事業Ⅱ・事業Ⅲ）の
交付予定枠申込みの開始・取扱いについて

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金のうち、事業Ⅱ・事業Ⅲに係る補助金の交付予定枠の申込期間については、「平成30年度低公害車普及促進対策費補助金に係る交付申請の受付期間等について」（平成30年3月30日付国自環第194号、国自旅第322号、国自貨第179号）で通知していますが、下記のとおり改めてお知らせします。

また、低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針（平成30年3月30日付国自環第193号、国自旅第320号及び国自貨第178号、以下「運用方針」）で定める交付予定枠の申込書の作成については、別紙を参照いただき、上記と合わせて貴団体傘下会員に周知いただくようお願いいたします。

記

1. 交付予定枠申込

申込期間：平成30年9月3日から平成30年9月28日まで

2. 交付申請

(1) 通常申請

- ①申請対象車両 平成31年1月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録（使用過程車を補助対象車両に改造する場合は自動車検査証を交付。）されるもの（ただし、交付予定枠申込後、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）から内定通知を受けたものに限る。）
- ②申請受付期間 平成30年11月1日から平成30年11月30日まで

(2) 実績申請

- ①申請対象車両 原則として、平成30年4月1日から平成30年12月31日までの間に新車新規登録（使用過程車を補助対象車両に改造した場合は自動車検査証を交付。）されたもの（ただし、交付予定枠申込後、地方運輸局長から内定通知を受けたものに限る。）
- ②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、平成30年10月31日までに登録されたものにあつては、平成30年11月30日までを申請受付期間とする。

低公害車普及促進対策費補助金交付予定枠の申込書作成上の留意点について

1. 電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラックにかかる申請の場合
(運用方針 様式4-1)

<提出書類及び確認事項>

書類種別	確認事項
(1) 交付予定枠申込書	①自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。
	②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間(9月3日～28日)であること。
	③「申請者欄」にタクシー・トラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。 ※補助対象車両がリース会社所有でも、使用者が記入すること。
	④「登録(予定)日」の日付と申請種別(実績申請・通常申請)の別が一致すること。 ※新車新規登録日、改造後の自動車検査証の交付日が12月31日までのものは「実績申請」、それ以降のものは「通常申請」
	⑤「補助対象経費」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること(オプション価格が加算されていないこと)。 ※電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシーについては、1台あたりの補助金額に上限あり(1台あたり車両本体価格の600万円を上限)。
	⑥「補助金申請額」には補助率が正しく適用された金額が記載されていること。 (電気タクシー・電気トラック…1/4、プラグインハイブリッドタクシー…1/5)
	⑦所有後1年以上経過した使用過程車を電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。
	⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局(支局)の管轄と一致すること。
(2) 見積書の写し	⑨交付された日付が申請の最終受付日(9月28日)より以前であること。
(3) 請求書の写しもしくは自動車検査証の写し	⑩補助対象車両を既に導入済の場合は提出すること。
	⑪提出書類が自動車検査証の写しの場合、「申請者欄」に記載された氏名又は名称と、自動車検査証の「使用者欄」の氏名又は名称が一致すること。

2. 電気自動車用充電設備にかかる申請の場合（運用方針 様式4-2）

<提出書類及び確認事項>

書類種別	確認事項
(1) 交付予定枠申込書	①導入予定設備1基毎に1枚作成することとなっているため、複数枚を1枚に合算して申請しないこと。（1度の工事で複数台の充電設備の導入を行う場合は相談すること。）
	②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間（9月3日～28日）であること。
	③「申請者欄」にタクシー・トラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。 ※補助対象車両がリース会社所有でも、使用者が記入すること。
	④「充電設備のみを導入」をチェックした申込書の場合は、電気タクシー・プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック（緑ナンバー）が、当該充電設備を使用する事を示した書面を提出すること。
	⑤「事業完了（予定）日」の日付と申請種別（実績申請・通常申請）の別が一致すること。 ※充電設備の設置完了日が12月31日までのものは「実績申請」、それ以降のものは「通常申請」
	⑥「補助対象経費（設備の価格）」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること（充電設備については、本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む価格が補助対象経費となる。）。
	⑦工事費については、1件あたり費目毎に上限額を設けているため、別添上限額資料を参照すること。上限額資料の各項目に該当しない経費、特に実費に一定率を乗じた「諸経費」は補助対象経費としない。
	⑧「補助金申請額」には補助率（充電設備本体の1/4）が正しく適用された金額と⑦で精査された工事費の合計額が記載されていること。
	⑨「設置場所」が受付運輸局（支局）の管轄と一致すること。
(2) 見積書の写し	⑩交付された日付が申請の最終受付日（9月28日）より以前であること。
	⑪1基あたりの本体価格が判別できること。（一式等の表示のみの場合は内訳を添付すること。）
(3) 当該充電器の仕様書、工事図面	⑫見積書の内容と不一致がないこと（電線の長さ、不必要な機材の算定等）。

3. 電気自動車駆動用蓄電池にかかる申請の場合（運用方針 様式4-3）

<提出書類及び確認事項>

書類種別	確認事項
(1) 交付予定枠申込書	①導入対象車両1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。
	②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間（9月3日～28日）であること。
	③「申請者欄」にタクシー・トラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名が記載すること。 ※補助対象車両がリース会社所有でも、使用者が記入すること。
	④「事業完了（予定）日」の日付と申請種別（実績申請・通常申請）の別が一致すること。 ※電気自動車用蓄電池の交換完了の日が12月31日までのものは「実績申請」、それ以降のものは「通常申請」
	⑤「補助対象経費」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること（駆動用蓄電池本体価格が補助対象経費となり、交換費用等が加算されていないこと）。
	⑥「補助金申請額」には補助率（駆動用蓄電池本体の1/4）が正しく適用された金額が記載されていること。
(2) 見積書の写し	⑦交付された日付が申請の最終受付日（9月28日）より以前であること。
(3) 請求書の写し	⑧駆動用蓄電池を既に導入済みの場合は提出すること。
(4) 駆動用蓄電池の劣化を証明する書面	⑨過去に低公害車普及促進対策費補助金の補助を受けた者が当該補助年度に導入した車であること、及び、蓄電池に一定の劣化が認められる旨の自動車製作者等が証明する書面を提出すること。

4. 優良ハイブリッドバス、CNGバスにかかる申請の場合（運用方針 様式5）

<提出書類及び確認事項>

書類種別	確認事項
(1) 交付予定枠申込書	①自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。
	②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間（9月3日～28日）であること。
	③「申請者欄」にバス事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。 ※補助対象車両がリース会社所有でも、使用者が記入すること。
	④「登録（予定）日」の日付と申請種別（実績申請・通常申請）の別が一致すること。
	⑤「補助対象経費」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること（オプション価格が加算されていないこと）。
	⑥「補助金申請額」には補助率が正しく適用された金額が記載されていること。 （通常車両価格（運用方針に記載）と補助対象車両価格の差額の1/3）
	⑦所有後1年以上経過した使用過程車をCNGバスに改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。
	⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局（支局）の管轄と一致すること。
	⑨地方公共団体等協調団体の補助額について、金額、団体名を記載すること。
(2) 見積書の写し	⑩交付された日付が申請の最終受付日（9月28日）より以前であること。
(3) 請求書の写しもしくは自動車検査証の写し	⑪補助対象車両を既に導入済の場合は提出すること。
	⑫提出書類が自動車検査証の写しの場合、「申請者欄」に記載された氏名又は名称と、自動車検査証の「使用者欄」の氏名又は名称が一致すること。

5. 優良ハイブリッドトラック、CNGトラックにかかる申請の場合（運用方針 様式6）

<提出書類及び確認事項>

書類種別	確認事項
(1) 交付予定枠申込書	①自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。
	②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間（9月3日～28日）であること。
	③「申請者欄」にはトラック事業を経営する者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。 ※補助対象車両がリース会社所有でも、使用者が記入すること。
	④「登録（予定）日」の日付と申請種別（実績申請・通常申請）の別が一致すること。
	⑤「補助対象経費」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること（オプション価格が加算されていないこと）。
	⑥「補助金申請額」には補助率が正しく適用された金額が記載されていること。 （通常車両価格と補助対象車両価格の差額（運用方針に記載）の1/3）
	⑦所有後1年以上経過した使用過程車をCNGトラックに改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。
	⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局（支局）の管轄と一致すること。
	⑨導入台数が3台未満の場合、必ず条件のいずれかにチェックがされていること。
	⑩地方公共団体等協調団体の補助額について、金額、団体名を記載すること。
(2) 見積書の写し	⑪交付された日付が申請の最終受付日（9月28日）より以前であること。
(3) 請求書の写しもしくは自動車検査証の写し	⑫補助対象車両を既に導入済の場合は提出すること。
	⑬提出書類が自動車検査証の写しの場合、「申請者欄」に記載された氏名又は名称と、自動車検査証の「使用者欄」の氏名又は名称が一致すること。

① 自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の申込書
(電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック)

② 「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間(9月3日～28日)であること。

平成 年 月 日

〇〇 運輸局長 殿

申請者	氏名又は名称及び代表者名		③ 「申請者欄」にタクシー、トラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。		印
	住所				
	担当者	氏名	役職		
連絡先		電話	④ 「登録(予定)日」の日付と申請種別(実績申請・通常申請)の別が一致すること。		
	E-mail				
		<input type="checkbox"/> 電気タクシー、 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッドタクシー、 <input type="checkbox"/> 電気トラック		車種	
				⑤ 見積書の金額(税抜き)と一致すること。	
補助申請予定車両	登録(予定)日	平成 年 月 日	⑥ 補助率が正しく適用されていること EV…1/4、PHV…1/5		
	補助対象経費(予定)	[Redacted]			
	補助金申請額(予定)	[Redacted]			
	使用の本拠の位置	都・道・府・県		市・区	
	本申請はあらかじめ所有する使用過程車を電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に改造する場合は、改造にかかる見積書を添付すること。				<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
	⑧ 「使用の本拠の位置」が受付運輸局(支局)の管轄と一致すること。				<input checked="" type="checkbox"/> を(する)
	(リースの場合は、リース事業者名(予定)：) (リースの場合は、リース事業者名(予定)：)				

⑦ 所有後1年以上経過した使用過程車を電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。

⑧ 「使用の本拠の位置」が受付運輸局(支局)の管轄と一致すること。

- (注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定自動車1台毎に作成し、提出すること。リースによる導入の場合も同様とする。
 2. 補助対象経費に係る見積書の写し(既に導入した場合は、補助対象経費に係る請求書の写し及び自動車検査証の写し)を添付すること。
 4. あらかじめ所有する使用過程車を電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に改造する場合は、改造にかかる見積書を添付すること。
 5. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者に対しては、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

内定整理番号：

平成30年度 低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の内定通知書
(電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック)

上記の申請予定車両について、記載のとおり
下記の通り 補助金の交付予定枠を内定する。

平成 年 月 日

〇〇運輸局長 印

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の申込書
(電気自動車用充電設備)

① 導入予定設備1基毎に1枚作成することとなっているため、複数を1枚に合算して申請しないこと。(1度の工事で複数台の充電設備の導入を行う場合は相談すること。)

② 「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間(9月3日～28日)であること。

平成 年 月 日

〇〇 運輸局長 殿

申請者	氏名又は名称及び代表者名		③ 「申請者欄」にタクシー、トラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。		印
	住所				
	担当者	氏名	役職		
		連絡先	電話		
		E-mail			
④ 「充電設備のみを導入」をチェックした申込書の場合は、電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック(緑ナンバー)が、当該充電設備を使用する事を示した書面を提出すること。					
⑥ 「補助対象経費」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること(充電設備については、本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む価格が補助対象経費となる。					
ともに充電設備を購入、 <input type="checkbox"/> 充電設備のみを導入。(☑をする)					
<input type="checkbox"/> 急速充電設備、 <input type="checkbox"/> 普通充電設備					
⑤ 「導入(予定)日」の日付と申請種別(実績申請・通常申請)の別が一致すること。					
補助申請予定設備	事業完了(予定)日	平成 年 月 日			
	補助対象経費(予定)	設備の価格	円①(注3)		
		工事費	円②(注4)		
	補助金申請額(予定)	円 (①×1/4(補助率)+②)			
設置場所	<input type="checkbox"/> 同上、 <input type="checkbox"/> 都・道・府・県 市・区				
上記設備は(<input type="checkbox"/> 自ら購入・ <input type="checkbox"/> リース)により導入するものである。(☑をする) (リースの場合は、リース事業者名(予定):)					

- (注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定設備1基毎に作成し、提出すること。リースによる導入の場合も同様とする。
 2. 補助対象経費に係る見積書の写し(既に導入した場合は、補助対象経費に係る請求書の写し)を添付すること。
 3. 本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む価格
 4. 工事費の上限額は、急速充電設備は426万円、普通充電設備は240万円。
 5. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者については、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

⑧ 「補助金申請額」には補助率(充電設備本体の1/4)が正しく適用された金額と⑦で精査された工事費の合計額が記載されていること。

⑦ 工事費については、1件あたり費目毎に上限額を設けているため、別添上限額資料を参照すること。上限額資料の各項目に該当しない経費、特に実費に一定率を乗じた「諸経費」は補助対象経費としない。

上記の申請予定設備について、記載のとおり
下記の通り 補助金の交付予定枠を内定する。

平成 年 月 日

〇〇運輸局長 印

① 導入予定車両1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の申込書
(電気自動車駆動用蓄電池)

② 「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間(9月3日～28日)であること。

平成 年 月 日

〇〇 運輸局長 殿

申請者	氏名又は名称及び代表者名		③ 「申請者欄」にタクシー、トラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。				印
	住所						
	担当者	氏名			役職		
		連絡先	電話			FAX	
	E-mail						
	対象車両	車名 (メーカー名)	④ 「事業完了(予定)日」の日付と申請種別(実績申請・通常申請)の別が一致すること。				
		登録年月日					
		型式					
		登録番号	⑤ 見積書の金額(駆動用蓄電池本体価格のみ・税抜き)と一致すること。				
	事業完了(予定)日	平成	年	月	日		
補助対象経費(予定)	[Redacted]		円	⑥ 補助率(1/4)が正しく適用されていること			
補助金申請額(予定)	[Redacted]		円	①×1/4(補助率)			

- (注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定設備1基毎に作成し、提出すること。
 2. 補助対象経費に係る見積書の写し(既に導入した場合は、補助対象経費に係る請求書の写し)を添付すること。
 3. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者については、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

内定整理番号:

平成30年度 低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の内定通知書
(電気自動車駆動用蓄電池)

上記の申請について、記載のとおり
下記の通り 補助金の交付予定枠を内定する。

平成 年 月 日 〇〇運輸局長 印

① 自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の申込書
(優良ハイブリッドバス、CNGバス)

② 「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間(9月3日～28日)であること。

平成 年 月 日

氏名又は名称
及び代表者名

③ 「申請者欄」にバス事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。

印

住所

担当者

氏名

役職

連絡先

電話

FAX

E-mail

④ 「登録(予定)日」の日付と申請種別(実績申請・通常申請)の別が一致すること。

⑦ 所有後1年以上経過した使用過程車をCNGバスに改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。

大型(9m以上) 中型(7m以上9m未満)、
小型(7m以下)

車種(商品名)

⑤ 見積書の金額(税抜き)と一致すること。

登録(予定)日

平成 年 月 日

補助対象経費(予定)

円

⑥ 補助率が正しく適用されていること(通常車両価格との差額の1/3)

補助金申請額(予定)

円

使用の本拠の位置

都・道・府・県

市・区

本申請は使用過程車をCNG自動車に改造するものである。

はい いいえ

⑧ 「使用の本拠の位置」が受付運輸局(支局)の管轄と一致すること。

(リースの場合は、リース事業者名(予定)：)

地方公共団体等協調団体の補助額

円

※複数ある場合は合計額を記入

(団体名：)

円

- (注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定自動車1台毎に作成し、提出すること。リースによる導入の場合も同様とする。
2. 補助対象経費に係る見積書の写し(既に導入した場合は補助対象経費に係る請求書の写し及び自動車検査証の写し)を添付すること。
3. 使用過程車をCNG自動車に改造する予定の申し込みの場合は、見積書を添付すること。
4. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者に対しては、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

⑨ 金額、団体名を記載すること。

内定整理番号：

平成30年度 低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の内定通知書
(優良ハイブリッドバス、CNGバス)

上記の申請予定車両については、記載のとおり
下記の通り 補助金の交付予定枠を内定する。

平成 年 月 日

〇〇運輸局長 印

平成 30 年度低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の申込書
(優良ハイブリッドトラック、CNGトラック)

平成 年 月 日

① 自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。

② 「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間(9月3日～28日)であること。

申請者	氏名又は名称及び代表者名		③ 「申請者欄」にトラック事業を経営する者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。				印
	住所						
	担当者	氏名		役職			
		連絡先	電話		FAX		
		E-mail					

⑦ 所有後1年以上経過した使用過程車をCNGトラックに改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。

④ 「登録(予定)日」の日付と申請種別(実績申請・通常申請)の別が一致すること。

⑤ 見積書の金額(税抜き)と一致すること。

申請予定車両	登録(予定)日	平成 年 月 日	
	補助対象経費(予定)	円	⑥ 補助率が正しく適用されていること(通常車両価格との差額の1/3)
	補助金申請額(予定)	円	
	使用の本拠の位置	都・道・府・県	市・区
本申請は使用過程車をCNG自動車に改造するものである。		<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	
⑧ 「使用の本拠の位置」が受付運輸局(支局)の管轄と一致すること。			
平成30年度内の環境対応車(トラック)導入予定台数(全体) ※上記、導入予定台数3台未満の場合は下記該当番号(①～⑤)に <input checked="" type="checkbox"/> をする(※複数回答可)			
<input type="checkbox"/> ①経年車の廃車あり、 <input type="checkbox"/> ②リースで導入、 <input type="checkbox"/> ③グリーン経営認証取得済、 <input type="checkbox"/> ④Gマーク取得済、 <input type="checkbox"/> ⑤ISO認証取得済			
地方公共団体等協調団体の補助額 ※複数ある場合は合計額を記入		(団体名:)	

⑨ 導入台数が3台未満の場合、必ずいずれかにチェックがされていること。

- (注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定車両1台毎に作成し、提出すること。リースによる導入の場合も同様とする。
 2. 補助対象経費に係る見積書の写し(既に導入した場合は上記該当欄に契約日を記載するとともに、補助対象経費に係る請求書の写し及び自動車検査証の写し)を添付すること。
 3. 経年車の廃車を伴う新車導入の場合は、廃車予定自動車の自動車検査証又は廃車済自動車の登録事項等証明書(詳細)の写しを添付すること。
 4. 使用過程車をCNG自動車に改造する予定の申し込みの場合は、見積書を添付すること。
 5. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者については、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

内定整理番号: ⑩金額、団体名を記載すること。

平成 30 年度 低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の内定通知書
(優良ハイブリッドトラック、CNGトラック)

上記の申請予定車両については、記載のとおり 補助金の交付予定枠を内定する。
下記の通り

平成 年 月 日

〇〇運輸局長 印